

平成31年総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準

	平成31年総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準
1号	柏崎市内において生産されたものであること。
2号	柏崎市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3号	柏崎市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
3号イ（熟成肉）	地場産品基準第3号イに規定する、新潟県内において生産された食肉を原材料として、柏崎市内において熟成したものの。
3号イ（精米）	地場産品基準第3号イに規定する、新潟県内において生産された玄米を原材料として、柏崎市内において精白したものの。
3号ロ（企画立案）	柏崎市において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行われており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が柏崎市内で生じている旨の証明がなされたもの。
4号	返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5号	柏崎市の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から柏崎市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
7号	柏崎市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が柏崎市に相当程度関連性のあるものであること。
7号の2（宿泊）	柏崎市内に所在する宿泊施設であって、新潟県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、新潟県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
7号の3イ 五万以下（宿泊）	柏崎市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
7号の3ロ 該当地域（宿泊）	柏崎市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの
7号の4（電気）	柏崎市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
8号イ	市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
8号ロ	新潟県が新潟県内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
8号ハ	新潟県が新潟県内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
9号	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。
99号	前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。（告示第5条柱書き）（例：〇〇pay商品券、△△Pay）
セット	前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。 ※地場産品に地場産品以外を附帯させるものについては本類型ではなく6号として整理すること。

	申告事項①	申告事項②	申告事項③
1号	柏崎市内で行われている生産の内容（栽培、繁殖、肥育、養殖、水揚げ等）（加工品は2号または3号で記述すること）	-	-
2号	当該返礼品の主な原材料のうち、柏崎市内で生産された原材料名	当該返礼品の主な原材料のうち、柏崎市外で生産された原材料名	返礼品等の重量や付加価値のうち柏崎市内で生産された原材料（申告事項①）によるものの割合（当該割合が全体の半分以上を一定程度以上上回るという理由を説明すること）
3号	柏崎市内で行われている工程（加工・製造）の詳細 ※実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例 単なる切断や組み立て、梱包、混合などは相応の付加価値が生じていると判断できません。	柏崎市外で行われている工程の詳細	返礼品等の付加価値のうち柏崎市内で行われている工程（申告事項①）によるものの割合（当該割合が全体の半分以上を一定程度以上上回るという理由を説明すること）
3号イ(熟成肉)	肉が生産（飼養）された都道府県名	柏崎市内で行われている熟成工程の詳細	返礼品等の付加価値のうち柏崎市内で行われている熟成工程（申告事項②）によるものの割合（当該割合が全体の半分以上を一定程度以上上回るという理由を説明すること）
3号イ(精米)	米が生産（栽培）された都道府県名	柏崎市内で行われている精米工程の詳細	返礼品等の付加価値のうち柏崎市内で行われている精米工程（申告事項②）によるものの割合（当該割合が全体の半分以上を一定程度以上上回るという理由を説明すること）
3号ロ(企画立案)	柏崎市内で行われている工程（企画立案等）の詳細	柏崎市外（製造地など）で行われている工程の詳細	柏崎市内で行われている企画立案の工程（申告事項①）で当該製品の価値の過半が生じている旨
4号	柏崎市内で行われている生産の内容（栽培、繁殖、肥育、養殖、水揚げ等）	流通構造上、混在が避けられない理由	混在する可能性のある地方団体名
5号	柏崎市の広報のために作成されたオリジナルグッズ等である旨	柏崎市独自の返礼品であることが明白な理由	返礼品の形状、名称その他の特徴が把握でき、申告事項②の明白性が判る資料のURL（添付PDF等可）
6号	地場産品について、基準の該当号及びその該当理由	地場産品と地場産品以外のものの附帯関係	調達費用のうち地場産品に係る費用 調達費用のうち附帯品に係る費用 地場産品の割合（要7割以上）
7号	役務が提供される施設名等 （柏崎市外での役務の提供が含まれる場合）提供される所在地	役務の内容 ※柏崎市内で提供されていても全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なものは7号役務に該当しません。 柏崎市内に所在する宿泊施設であって、新潟県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営する旨	役務の内容が柏崎市と相当程度関連性があるという理由（役務が柏崎市外に跨がる場合、その理由を含む）
7号の2(宿泊)	役務が提供される施設名・所在地		フランチャイズチェーン等の方式により、新潟県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものではない旨
7号の3イ 五万以下(宿泊)	役務が提供される施設名・所在地	1人1泊あたりの調達費用の額	-
7号の3ロ 該当地域(宿泊)	役務が提供される施設名・所在地	特定非常災害発生日 災害救助法が適用されたことが判る旨	-
7号の4(電気)	柏崎市内で発電された電気であることが判る旨	地域のエネルギー源の種類（太陽光、バイオマス、地熱等）	当該電気の提供事業者名 返礼品として提供する電気の総量が当該電気に係る区域内の発電量の範囲内となっている旨
8号イ	当該返礼品を共通して提供する市区町村名全て	当該返礼品が該当する地場産品基準の類型（1～7号の4）及び当該類型で回答することとなっている内容すべて	共通の返礼品を提供するにあたって各団体の同意を得ている旨
8号ロ	当該返礼品を共通して提供する都道府県名および市区町村名全て	当該返礼品が該当する地場産品基準の類型（1～7号の4）及び当該類型で回答することとなっている内容すべて	共通の返礼品を提供するにあたって各団体の同意を得ている旨
8号ハ	認定地域資源名	-	-
9号	災害の名称及び発生時期	災害により提供ができなくなった返礼品の概要（品目名、当該返礼品が被災前に該当していた地場産品基準の類型及び該当理由）	代替品の詳細（品目名、生産地等） 代替品といえる理由
99号	交換できるものの概要	地場産品以外のものと交換されないことの担保方法	民間事業者が提供するふるさと納税用のプラットフォームサービスを経由して返礼品等を提供するもの（例：〇〇pay商品券、△△Pay）である場合は、当該事業者名及び当該サービス名
セット	セット返礼品の内容や該当する類型 ※下記および別紙の記載要領を参照	申告事項①に記載した返礼品に該当する類型及び当該類型で回答することとなっている上記の工程等を回答欄にすべて記載。	申告事項①に記載した返礼品に該当する類型及び当該類型で回答することとなっている上記の工程等を回答欄にすべて記載。